

岩見沢市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

上幌向地区多目的研修会館は、これまで農村地域の研修集会施設として活用されてきたが、現在の利用実態は、地域のコミュニティ施設として活用されていることから、岩見沢市コミュニティセンターに同会館を追加するとともに、受益者負担の適正化のため、使用料の改定を行う。

第2 改正の内容

(1) 岩見沢市コミュニティセンターの追加（第2条関係）

岩見沢市コミュニティセンターに上幌向地区多目的研修会館を加える。

(2) 開館時間等の整備（第3条関係）

開館時間や休館日を各センターの利用状況に応じて設定ができるよう規定の整備を行う。

(3) 使用料の改定（別表）

受益者負担の適正化のため、使用料の改定を行う。また、各センターの実状に合わせて貸室の種別を追加する。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第50号

岩見沢市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第1条 岩見沢市コミュニティセンター条例（昭和54年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

上幌向地区多目的研修会館	岩見沢市上幌向北1条4丁目754番地3
--------------	---------------------

第3条を次のように改める。

（開館時間等）

第3条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、第14条第1項の規定により市の指定を受けた団体（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、開館時間の延長若しくは短縮又は休館日以外の休館若しくは休館日における開館をすることができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 12月29日から翌年1月3日までの日

第14条第1項中「（以下「指定管理者」という。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第16条関係）

種別	単位	使用料
研修室	1時間	500円

集会室	1 時間	1, 500 円
交流室	1 時間	500 円
調理実習室（ちゅう房）	1 時間	800 円
多目的ホール	1 時間	1, 500 円
アリーナ（全面）	1 時間	1, 600 円
アリーナ（片面）	1 時間	1, 000 円
格技室	1 時間	1, 000 円
小会議室	1 時間	400 円
ミーティングルーム	1 時間	500 円
ロビーホール	1 時間	500 円
全館等	2 日	80, 000 円

備考

- 各室を営利又は営業の目的で使用する場合の使用料は、上記金額の5倍とする。
- 10月1日から翌年4月30日までの間は、当該使用料に冬期加算料（当該基本料金の8割に相当する額）を加えた額を使用料とする。
- 調理実習室（ちゅう房）のガス使用料については、実費を徴収することができる。

第2条 岩見沢市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表アリーナ（全面）の項、アリーナ（片面）の項及び格技室の項を次のように改める。

アリーナ（全面）	1 時間	2, 400 円
アリーナ（片面）	1 時間	1, 200 円
格技室	1 時間	1, 200 円

附 則

（施行期日）

- この条例中第1条及び次項の規定は令和8年10月1日から、第2条及び

附則第3項の規定は令和9年10月1日から施行する。ただし、第1条中岩見沢市コミュニティセンター条例第2条の改正規定、第3条の改正規定及び第14条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市コミュニティセンター条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市コミュニティセンター条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。